

瀬戸市公共施設照明 LED 化賃貸借業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 委託業務名

瀬戸市公共施設照明 LED 化賃貸借業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務の趣旨

蛍光灯等照明器具の生産終了及び高騰する電気料金並びに温室効果ガスによる地球温暖化への対応のため、リース方式により公共施設照明設備を LED 化する。なお、本業務は、LED 照明設備更新に係る調査、工事、リース及び維持管理に関する一括提案を受け、本市に最も適していると考えられる提案を公募型プロポーザルにより選定し実施するもの。

(3) 業務の概要

- ア LED 照明設備導入に係る現地調査業務
- イ LED 照明設備導入に係る施工計画作成業務
- ウ LED 照明器具・ランプの調達、設置業務
- エ 既存照明器具等の撤去、運搬・廃棄業務
- オ 施工管理及び進捗管理業務
- カ 中部電力ミライズ株式会社への電力使用変更の申請業務及び管理台帳の更新業務
- キ LED 照明設備及び設置に必要な付属品一式の賃貸借業務
- ク 契約期間内における保守対象照明設備の維持管理業務
- ケ 賃貸借契約期間終了後の賃貸借対象の所有権移転業務

※ 詳細は別添「仕様書」のとおり

(4) 対象施設

本市が所有する公民館、保育園、体育施設、消防施設、公園施設など 計 189 施設
詳細は別添「対象施設一覧」のとおり。

※本市の都合又は優先交渉権者決定後の現地調査の結果により、既存照明器具等一覧の内容が変更となる可能性がある

※「対象施設の照明設備一覧」については、市公式ホームページには掲載せず、「資料提供申請書及び宣誓書」を提出した応募者に別途電子メールにて送付する。対象施設の照明設備一覧には、既存照明器具の数、種類を記載する。（誘導灯、非常用照明も更新及び保守の対象とする。）

(5) 契約方式

賃貸借契約（付帯サービス付き）

※本業務で賃貸借した照明設備については、賃貸借期間終了後、本市に無償譲渡されるものとする。

(6) 提案上限額（消費税及び地方消費税相当含む）

【全対象施設の賃貸借料の総額（10年間のリース料）】

397,584,000 円（税込）

【グループごとの賃貸借料（10年間のリース料）】

グループA 259,732,000 円（税込）

グループB 137,852,000 円（税込）

※グループの内訳は、別紙「対象施設一覧」のとおり

※対象施設一覧のグループA、施設No.37 瀬戸市公園施設（以下「公園施設」とする。）については地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3に規定する長期継続契約にて実施する。なお、契約日の属する年度の翌年度以降において歳出予算の当該金額について減額又は削除があり、契約継続が不可能となった場合は、公園施設分の契約を解除する。

※グループAから公園施設を除いた施設分及びグループBの施設分については市議会において債務負担行為の決議を経ている。

※グループAについては公園施設分の提案上限額は60,000,000 円（税込、10年間のリース料）とし、公園施設を除いた施設分の提案上限額は221,903,000 円（税込、10年間のリース料）とすること。

※提案額は提案上限額以下とすること。

※本業務の提案金額については、契約金額の限度を示すものであり、この金額で契約するものではない。

※消費税及び地方消費税の税率については、現行の標準税率（10%）で計算するものとする。契約期間中に税制度の変更があった場合は、その都度、本市との協議により決定する。

（7）契約者

契約者は瀬戸市となるが、請求書の発行の宛名は施設所管ごととなる。

（8）履行期間

履行期間のうち、準備期間及び賃貸借期間は次のとおりとする。

ア 準備期間

契約締結日の翌日から賃貸借期間開始日まで。

イ 賃貸借期間

令和8年3月1日（日）より順次10年間（120ヶ月）の賃貸借を開始するものとし、全ての対象施設の賃貸借を令和10年3月1日（水）までには開始することとする。なお、各施設の賃貸借開始のスケジュールについては、受注者及び発注者との協議により決定することとする。

2 問い合わせ先及び各種書類の提出先

瀬戸市役所 政策推進課 公共施設マネジメント係（瀬戸市役所 北庁舎4階）

住 所 〒489-8701 愛知県瀬戸市追分町64番地の1

電 話 0561-88-2507（直通）

F A X 0561-88-2505

E-mail seto-ppp@city.seto.lg.jp

3 スケジュール（予定）

令和7年5月19日（月）公募開始

令和7年5月29日（木）質疑提出期限
令和7年6月 5日（木）質疑回答日（瀬戸市ホームページに掲載）
令和7年6月16日（月）参加表明書の提出期限
令和7年6月20日（金）参加資格確認通知日
令和7年7月18日（金）企画提案書等の提出期限
令和7年7月28日（月）プレゼンテーション・ヒアリング審査日（予定）
令和7年8月 5日（火）審査結果通知日（予定）

4 応募条件

（1）応募要件

- ア 本業務を行う能力を有する単独企業、グループ又は複数の企業の共同体（以下「グループ等」という。）とする。
- イ グループ等で応募する場合は、統括役割を担う代表事業者を1者選定し、その代表事業者が本市との連絡窓口となり、事業の遂行の責を負うものとする。
- ウ グループ等で応募する場合は、参加表明時に、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。
- エ グループ等の構成員は本プロポーザルにおける1（6）で区分するグループにおいて、別途単体企業として応募することができず、かつ、2以上の参加者の構成員となることはできない。また、参加申請書類の受付後においては、原則として参加者の構成員の変更及び追加は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めた場合はこの限りでない。
- オ 応募者は、応募を含むそれ以降の提案にかかわる諸手続及び契約等に係る諸手続を行うこと。

（2）応募者の役割

応募者は次の役割を全て担い、グループ等の場合は各構成員が次の役割を分担するものとする。なお、各役割は複数の企業での構成及び役割の兼務も可とする。

- ア 賃貸借役割（代表者）
本市との対応窓口となり、事業遂行の責を負う。また、本市と賃貸借契約を結び、賃貸借対象を賃貸する。
- イ 調査設計役割
現地調査・設計・計画に関する業務を担う。
- ウ 機器調達役割
LED 照明器具及び必要部材の調達に関する業務を担う。
- エ 施工役割
施工及び施工管理に関する業務を担う。
- オ 維持管理役割
賃貸借期間において保守対象の照明設備を維持管理する業務を担う。
- カ その他の役割

上記ア～オ以外の本業務に必要とされる業務を実施する。

※ アとイ～カがそれぞれ異なる企業となる場合はグループ等で応募するものとし、事業者間で適正な契約（覚書等）を締結し本市にその写しを参加表明書提出時に１部提出すること。ただし、本件は賃貸借契約であるため、本市との契約においては、賃貸借役割（代表者）のみが受注者となる。

（３）応募者の参加資格

応募者の参加資格要件は下記のとおりとし、特に定めが無い限り、構成員すべてが満たすものとする。なお、該当しないことが判明した場合は、契約の締結を行わないか、契約を取り消すことがある。

- ア 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。
- イ 賃貸借役割（代表者）を担う者は、令和７年６月１６日時点で瀬戸市入札参加資格者名簿に「リース・レンタル」で登録されている者であること。
- ウ 本プロポーザルの公告日から契約締結日までの間において、「瀬戸市指名停止取扱要領」（平成１３年８月１日施行）に基づく、指名停止の措置を受けていない者であること。
- エ 賃貸借役割を担う者は、平成２７年４月から令和７年６月１６日までの間に完了した国又は地方公共団体が発注したＬＥＤ照明更新事業実績を１件以上保有する者であること。リース契約・工事契約どちらでも可であるが、リース契約の場合は期間内に設置工事が完了しリースが開始したものの実績であること。
- オ 施工役割を担う事業者は建設業法（昭和２４年法律第１００号）に基づく電気工事業の建設業許可を保有する者であること。
- カ 国税、都道府県民税、市町村民税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- キ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
- ク 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。
- ケ 本プロポーザルの公告日から契約締結日までの間において、「瀬戸市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成２３年９月２９日付け瀬戸市長・愛知県瀬戸警察署長締結）及び「瀬戸市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」（平成１９年１２月１日施行）に基づく排除措置を受けていないこと。

５ 応募方法

応募方法として、施設をＡ、Ｂの２つのグループに分け、各グループ別に契約する方式（以下「分割発注」と全施設を一括して契約する方式（以下「一括発注」という。）と２つの方式がある。応募者は、両方の方式に応募すること、又は、どちらか一方の受注方式に応募することができる。「分割発注」においては、ひとつのグループに応募すること、又は２つのグループに応募することも可能とする。

6 資料の交付について

参加を検討する者に対しては、次のとおり照明設備一覧、図面データ及び現状照明器具姿図等の資料を提供する。提供する資料は、本業務についてのみ使用できるものとし、その他のことに使用することはできない。図面データ等は全ての施設が有するわけではなく一部の施設となり、現場との一致など正確性を確約する資料ではない。資料交付申込から交付までに1週間程度要することに留意すること。

(1) 申込方法

資料提供申請書及び宣誓書（様式2）を記入のうえ、件名を「【法人名】瀬戸市公共施設照明LED化賃貸借業務に関する申請書提出」とし、次の申込先へ電子メールで申し込むこと。なお、電子メール送信後、速やかに電話にて当該メールの着信確認を行うこと。

(2) 申込先

瀬戸市役所 政策推進課 公共施設マネジメント係

メールアドレス：seto-ppp@city.seto.lg.jp

電話番号：0561-88-2507

(3) 申込期間

令和7年5月19日（月）～6月13日（金）正午まで

(4) 交付方法

資料提供申請書に記載されたメールアドレスに資料を送付する。

7 質問の受付及び回答

(1) 提出方法

件名を「【法人名】瀬戸市公共施設照明LED化賃貸借業務に関する質問」とし、様式3「質問書」により、電子メールにて提出すること。電話・FAX・窓口による質問は受け付けない。なお、電子メール送信後、速やかに電話にて当該メールの着信確認を行うこと。

(2) 受付期間

令和7年5月19日（月）から令和7年5月29日（木）午後5時必着
理由を問わず、提出期限の延長は行わない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問者の名称等を伏せた上、令和7年6月5日（木）までに市公式ホームページに掲載する。回答に対する問い合わせ及び異議申立ては一切受け付けない。

8 参加表明書の提出

本プロポーザルの参加希望者は、次のとおり必要な書類を提出すること。

(1) 受付期間

令和7年6月16日（月）午後5時（必着）

(2) 提出方法

ア 書類の提出については、持参又は郵送とし、郵送の場合は必ず書留等（簡易書留も可）の、郵便局が配達した事実の証明が可能な方法にて郵送すること。

イ 書類は角2封筒等のA4サイズが折らずに入る封筒等にまとめ、宛名シール（様式7）を貼り付けること。また、提出書類は分けずに1つの封筒等に入れること。

ウ 郵送手続の場合は、郵送手続きを行った翌日の17時までに書留控の写し等、送付したことがわかるものを様式8の「確認書」に貼付し、FAX（0561-88-2505）またはE-mail（seto-ppp@city.seto.lg.jp）により瀬戸市へ送信すること。

（3）提出書類

ア 様式1「参加表明書」

イ 様式4「グループ構成表」

（ア）グループ等の構成員を全て明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

（イ）グループ等で応募する場合は、事業者間で適正な契約（覚書等）を締結し本市にその写しを提出すること。

ウ 様式5「会社概要書」（構成員すべて）

エ 財務諸表（賃貸借役割のみ）

最新決算年度含め3年分の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、株主資本等変動計算書を綴じたもの（写し可とする。）。また、本業務について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の財務諸表も添付すること。

オ 様式6「業務実績調書」（構成員すべて）

（ア）平成27年4月1日から令和7年6月16日までの間に完了した国または地方公共団体が発注した実績（工事・リースどちらでも可）を記載すること。リース契約の場合、期間内に設置工事が完了しリースが開始したものの実績を記載すること。

（イ）複数実績がある場合、賃貸借役割及び調査設計役割の場合は契約金額が最も多いもの、機器調達役割、施工役割及び維持管理役割の場合は契約灯数の最も多いものを記載すること。

（ウ）（イ）を請け負ったことがわかる証明として契約書の写し等を添付すること。

カ 商業・法人登記簿謄本（賃貸借役割のみ）

現に効力を有する部分の謄本で受付日前3ヶ月以内に発行されたもの

9 プロポーザル審査会通知

参加表明書（添付書類含む）を提出し、参加資格要件を満たすと判定された応募者（グループ等の場合は代表者）には、令和7年6月20日（金）付で通知する。なお、参加資格要件を満たさないと判定された参加者には、その理由を付し通知する。

10 企画提案書等の作成及び提出方法等

（1）提出方法

書類の提出について郵送又は持参とし、郵送の場合は必ず書留等（簡易書留も可）や、宅配で配達した事実の証明が可能な方法にて郵送すること。

ア 使用する封筒等には宛名シール（様式7）を貼り付けた角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものを使用すること。また、可能な限り1つに提出書類をまとめて入れること。

イ 瀬戸市ホームページにプロポーザルに関する質問及び回答を掲載するので、必ず確認の後に

提出すること。

ウ 提出期限

令和7年7月18日（金）午後5時（必着）

書類の再提出、差し替え、追加提出は認めないものとする。なお、提出期限までに書類提出がなされなかった場合、参加辞退したものとする。理由を問わず、提出期限の延長は行わない。

- エ 郵送手続を行った翌日の17時までに書留控の写し等、送付したことがわかるものを様式8の「確認書」に貼付し、FAX（0561-88-2505）またはE-mail（seto-ppp@city.seto.lg.jp）により瀬戸市へ送信すること。

（2）提出書類

- ア 企画提案書は下表「提出書類一覧」に掲げる書類で構成し、順番に並べてホッチキス留め等して10部（正本1部、副本9部）提出すること。原則としてA4判の用紙を用いること。ただし、A4判以外の用紙を利用する場合は、A4判サイズに合わせて折り込むこと。
- イ 文字サイズは11ポイント以上とする。ただし、図表についてはこの限りではない。書体は任意とする。
- ウ 仕様書に記載のない事項であっても、独自の判断により本業務に必要であると思われる業務がある場合及び、業務を行う上で本市にメリットがあると思われる業務については、積極的に提案すること。ただし、これに係る経費は提出する見積額に含むものとする。
- エ 複数グループ及び両方の発注方法に応募する場合は、それぞれ企画提案書を提出すること。
例：分割発注グループA、分割発注グループB、一括発注の全てに応募する場合、企画提案書をそれぞれのグループごとに10部（10部×3組）作成し提出すること。

提出書類一覧			
順番	提出書類の名称	様式	規格等
①	表紙	様式 9-1 から 9-3 のうち該当するもの	
②	企画提案書	任意様式 (片面 5 枚以内)	仕様書に基づき、「(3) 企画提案書の内容」について記載すること。 選定委員が審査会の際に評価しやすいよう、「評価基準」に合わせて企画提案書をまとめること。
③	削減効果一覧	様式 10-1 から 10-6 のうち該当するもの	電力使用量削減効果及び CO2 排出量削減効果の年間削減量を記載すること
④	見積書	様式 11-1 から 11-6 のうち該当するもの	本業務に要する全体の経費について、見積りを行うこと。なお、内訳については施設ごとの見積額を出すこと。 ※ 優先交渉者となった場合は、企画提案書の内容を協議し、現地調査した後に改めて見積書を提出すること。

(3) 企画提案書の内容

ア 事業者の体制

各役割の会社概要等の情報を記載すること。また、市内業者の施工割合がどの程度か記載すること。

イ 事業スケジュール

令和7年度から令和9年度末までの各年度における現地調査、詳細協議、契約の締結、更新作業、及び賃貸借開始等の一連の工程内容及び工程表を記載すること。

※ グループAの公園施設については令和8年3月1日から賃貸借契約を開始できるように計画すること。

※ 賃貸借期間開始時期の考え方についても示すこと

例・設置工事を完了した翌年度4月から（工事完了から賃貸借期間開始までは設備を無償提供する）

・設置工事を完了した翌月から

ウ 現地調査方法

現地調査方法や調査の実施方針について記載すること。

エ 施工・廃棄計画

施工の安全管理、工程管理など実施計画の内容や既設照明器具等の処理方法などに関する内容を記載すること。施工方法や作業期間等について配慮または工夫する点を記載すること。施工の品質を確保するための施工管理方法、試験方法、および基準値等について記載すること。施工中に災害や事故が発生した際の連絡体制及びこれらの損害を補填する保険の付保状況について記載すること。

オ 使用機器について

使用機器の詳細について、使用する機器の図や特性値などを用い、その特徴などを具体的に記載すること。施設、室用途、または器具種別、その他の観点から、どのような基準で照明器具を選定するか記載すること。また必要に応じて、器具の姿図や性能等が分かる資料を添付すること。提案照明は提案時に台数を減らすことは認めない。

カ 維持管理について

保証される対象、期間及び内容並びに保証対象外となる事由等について記載すること。維持管理期間中の本設備の維持管理、保守についての提案を明確にし、本設備の点検や補修などの計画内容を記載すること。器具の不具合を発見又は通報を受けた時の対応、サポート体制、その他災害を含む緊急時対応方法の考え方について記載すること。保証対象外となる事由が発生した場合においても速やかに代替品が設置される必要があるため、事業者において契約期間中適切な保険を付保するものとし、その内容についても示すこと。

キ 独自提案

その他本業務にあたって独自のアイデアがある場合は記載すること。

11 プレゼンテーションの実施

提出された企画提案書についてプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(1) 日時

令和7年7月28日(月)(予定)

開始時刻は別途通知する。

(2) 場所

瀬戸市役所

(3) 所要時間

1応募者あたり25分(提案書要旨説明15分、質疑応答10分)

※ 複数グループ及び両方の発注形式に応募する場合は、提案要旨説明25分、質疑応答10分とする。

※ 準備や片付けの時間は含まない。準備及び片付けは5分程度とする。

(4) 説明者等

プレゼンテーションの参加者は、説明者を含め4人以内とし、いずれも応募者(グループ構成員含む)に所属する者のみとする。なお、説明者は本業務を実際に行う担当者を主とすること。

(5) その他

詳細については、事業提案者に別途連絡する。

説明は提出書類に記載された内容に限るものとし、企画提案書以外の追加資料の持込は認めない。市のスクリーン(80インチ、アスペクト比16:9)をあらかじめプレゼンテーション会場に設置する。説明用スライドを用いて提案する場合は、提案者自身でパソコンやプロジェクター等の機材を用意し、映像を投影すること。なお、発表前の機材準備の時間は5分程度とし、発表時間に含まない。

12 審査

(1) 審査方法

提出された審査書類は、市が設置する審査委員会において審査を行う。審査委員会は非公開とする。

(2) 評価基準

別紙「評価基準」のとおりとする。

(3) 選定の方法

一次審査として、評価基準1を基に「分割発注」の各グループの応募者を選定委員会で審査し、A、Bの各グループの最優良事業者を選定する。次に、「一括発注」の応募者を審査し、最優良事業者を選定する。

最終審査として評価基準2を基に「分割発注」の選定事業者と「一括発注」の選定事業者とを比較審査し、より点数が高い受注方式の事業者を本業務の受託予定者とする。合計点数が同点の場合は、審査委員ごとの順位を比較し、1位を獲得した数が多い者を上位とする。これでも同点の場合は2位を獲得した数により比較する。以下、下位まで同様に比較することにより、順位を決定する。

「分割発注」で応募のないグループがあった場合、又はグループの最優良事業者が失格又

は辞退し、次点の選定業者がない場合などは、「分割発注」の審査は実施しない。「分割発注」A、B の各グループの最優良事業者及び「一括発注」の最優良事業者が、いずれも同一となった場合には、最終審査を経ることなく同事業者を最優良事業者とし、市が発注方法を決定する。選定方法の詳細は、別紙「受託事業者の選定方法」を参照すること。

(4) 失格事項

次に掲げる事項に該当する者は失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合。
- イ 本実施要領に示した事業提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 見積書の金額が提案上限額を超える場合
- エ 仕様書等に表示された条件に適合しない場合
- オ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- カ 応募者の参加資格がないことが判明した場合
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

13 審査結果の通知及び公表

(1) 審査結果の通知

各提案者に対して、次の事項を記載した結果通知書により通知する。

- ア 業務名称
- イ 契約候補者
- ウ 当該提案者の評価点数

(2) 審査結果の公表

市ホームページにおいて、次に掲げる事項を公表する。

- ア 業務等の名称
- イ 業務内容及び契約期間
- ウ 最優秀提案者（優先交渉権者）の名称、所在地
- エ 提案者数及び審査結果

14 契約の締結

(1) 基本協定書の締結

本市と優先交渉権者は、賃貸借契約の締結に向けた詳細協議を実施するため、必要に応じて基本協定書を締結する。

(2) 現地調査及び詳細協議

本市と優先交渉権者は当該業務等に係る仕様を定めるために現地調査及び協議を行う。当該業務に係る仕様が決定した場合、見積書の徴収を行い、予定価格の範囲内で契約金額を決定する。詳細協議は令和7年10月末までに終わられるように本市及び優先交渉権者は互いに努めること。

(3) 優先交渉権者との契約の締結

本市と優先交渉権者は、詳細協議の結果双方が合意した場合に、地方自治法施行令第167

条の２第１項第２号の規定による随意契約の方法により、優先交渉権者と賃貸借契約を締結する。

(４) 優先交渉者との協議が不調の場合

詳細協議の結果、優先交渉権者との契約締結に至らなかった場合は、審査結果において次順位の優秀提案者を新たな契約候補者として契約の協議を行うこととする。次順位の契約候補者と契約の協議を行い、契約の相手方として決定した場合は契約を締結するものとする。なお、契約協議の時点で、次順位者が参加資格要件を満たさなくなった場合は、失格とし、第３位の者を新たな契約候補者として、契約の協議を行う。

(５) 契約書作成の要否

要

(６) 契約保証金に関する事項

瀬戸市契約規則（昭和４０年瀬戸市規則第１８号）第３０条の規定による。

(７) 事業実施におけるリスク分担

本市と事業者の責任分担は、原則として、仕様書別表「予想されるリスクと責任分担」によることとする。なお、本表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議のうえ対応するものとする。

15 その他

(１) 応募に関する全ての書類の作成及び提出、ヒアリングの参加等に係る全ての費用は参加者の負担とする。

(２) 提出書類は返却しないものとする。提出された書類については本業務以外の目的には使用しない。

(３) 市が提供する資料は、本業務に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(４) 採用案の著作権は本市に帰属する。ただし、契約締結前にあつては応募者に帰属する。

(５) 本プロポーザル実施についての説明会は行わないものとする。

(６) 構成員の選定や施工や維持管理業務者の選定にあたっては、市内又は近隣自治体で照明器具設備実績のある地元業者を優先し、地域への経済波及効果に資するように配慮すること。

(７) 提出書類について瀬戸市情報公開条例に基づく開示請求があったときは、同条例に規定する不開示情報を除き、原則としてこれを開示することとなる。応募者はこのことに同意のうえ参加申込をすること。

(８) 参加表明書を提出した後、何らかの理由において辞退する場合は、様式１２「辞退届」を提出するものとする。この提出により、今後の業務において、不利益な扱いを受けることはない。

(９) LED化対象施設へ電話等により直接問い合わせることは禁止とする。

(１０) 契約者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については本市の許可なく開示できないこととする。

(１１) 緊急等やむを得ない理由により、プロポーザル方式を実施することができないと認められる場合は、プロポーザル方式を停止、中止又は取り消す場合がある。なお、この場合においてもプロポーザル方式に要した費用を瀬戸市に請求することはできない。